

教職第1315-2号  
令和5年3月14日

各市町村教育委員会教育長  
各市町村立学校長  
各県立学校長  
関係各課（所・館）長

} 様

埼玉県教育委員会教育長  
(公印省略)

扶養手当、住居手当及び単身赴任手当における事実婚の  
取扱いについて（通知）

「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」（令和4年埼玉県条例第33号）の趣旨等を踏まえ、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当における事実上婚姻関係と同様の事情にある者については、令和5年4月1日から、いわゆる同性パートナー（以下「パートナー」という。）を含むこととしましたので通知します。

これに伴い、別表のとおり証明書類を定めたので、職員に周知してください。

なお、退職手当及び旅費における事実上婚姻関係と同様の事情にある者の取扱いについては（令和5年3月14日付け人第1164-2号）によってください。

担当：教職員課 給与制度・退職手当担当

電話：048-830-6667

別表  
証明書類一覧表

|                                                      | 証明書類                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>パートナーであることを証する書類<br/>※<u>1～3（全ての書類）又は4の書類</u></p> | <p>1 「届出書（別紙）」</p> <p>2 「婚姻要件（性別を除く。）を満たしていることが確認できる書類」（戸籍等）</p> <p>3 「同居し、相互に協力・扶助していることが確認できる書類」（住民票等）</p> <p>4 「地方公共団体におけるパートナーシップ制度等に基づく宣誓等が当該地方公共団体に受理されたことを証する書類」（以下「パートナーシップ等証明書」という。）</p> |
|                                                      | <p>1 「届出書（別紙）」</p> <p>2 「パートナーシップ等証明書を返還したことを証する書類」</p>                                                                                                                                           |

注1 証明書類は写真でもよい。

注2 上記書類のほか、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当における必要書類を求めるものとする。

別紙

届 出 書

年 月 日

(任命権者又はその委任を受けた者) 様

所属所名  
氏 名

両名は、パートナーで(あること/なくなったこと)について、下記のとおり届け出ます。

記

|               |       |
|---------------|-------|
| 事 実 発 生 日     | 年 月 日 |
| 職 員 氏 名       |       |
| パ ー ト ナ ー 氏 名 |       |

※事実発生日には、パートナーとなった日・パートナーでなくなった日を記入すること

別紙

届 出 書

年 月 日

(任命権者又はその委任を受けた者) 様

所属所名  
氏 名

両名は、パートナーで(あること/なくなったこと)について、下記のとおり届け出ます。

記

|               |       |
|---------------|-------|
| 事 実 発 生 日     | 年 月 日 |
| 職 員 氏 名       |       |
| パ ー ト ナ ー 氏 名 |       |

※事実発生日には、パートナーとなった日・パートナーでなくなった日を記入すること

人第 1 1 6 4 - 2 号  
令和 5 年 3 月 1 4 日

各部（局）長 様

総 務 部 長

扶養手当、住居手当、単身赴任手当、退職手当及び旅費における  
事実婚の取扱いについて（通知）

「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」（令和 4 年 7 月 8 日条例第 33 号）の趣旨等を踏まえ、扶養手当、住居手当、単身赴任手当、退職手当及び旅費における事実上婚姻関係と同様の事情にある者については、令和 5 年 4 月 1 日から、いわゆる同性パートナー（以下「パートナー」という。）を含むこととしましたので通知します。

これに伴い、別表のとおり証明書類を定めたので、職員に周知してください。

担当  
総務部人事課給与担当  
電話：0 4 8 - 8 3 0 - 2 4 3 9

別表

証 明 書 類 一 覧 表

|                     | 証 明 書 類                                                                                                                                                                                              |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| パートナーであることを証する書類    | <p>「届出書（別紙）」</p> <p>「婚姻要件（性別を除く）を満たしていることが確認できる書類」（戸籍等）</p> <p>「同居し、相互に協力・扶助していることが確認できる書類」（住民票等）</p> <p>又は、</p> <p>「地方公共団体におけるパートナーシップ制度等に基づく宣誓等が当該地方公共団体に受理されたことを証する書類」（以下、「パートナーシップ等証明書」という。）</p> |
| パートナーでなくなったことを証する書類 | <p>「届出書（別紙）」</p> <p>又は、</p> <p>「パートナーシップ等証明書を返還したことを証する書類」</p>                                                                                                                                       |

注 1 証明書類は写でもよい。

注 2 上記書類のほか、扶養手当、住居手当、単身赴任手当、退職手当及び旅費における必要書類を求めるものとする。

別紙

届 出 書

年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

所属所名  
氏 名

両名は、パートナーで（あること/なくなったこと）について、下記のとおり届け出ます。

記

|               |       |
|---------------|-------|
| 事 実 発 生 日     | 年 月 日 |
| 職 員 氏 名       |       |
| パ ー ト ナ ー 氏 名 |       |

※事実発生日には、パートナーとなった日・パートナーでなくなった日を記入すること